

(仮訳)

(プレスリリース)

日EU金融ハイレベル協議 2009年4月22日、ブリュッセル

年1回開催される日EU金融ハイレベル協議が、2009年4月22日、ブリュッセルで開催された。本年の協議は、ロンドンで開催されたG20サミットの数週間後に、双方の幹部が世界的な金融危機について意見交換を行う絶好の機会となった。双方は、世界的な金融危機に協調して対応していくため、より開放的で競争的な金融サービス市場に向けた協力を深めていくことに合意した。

日本側からは金融庁丸山純一審議官が、EU側からは欧州委員会域内市場総局ヨルゲン・ホルムキスト総局長が共同議長を務めた。

1985年以来、本協議において、双方の政策の進展、相互理解の強化、基準の収斂についての情報交換を行ってきた。世界的な金融危機に対する対策が模索され、国際的な協調が強化される中で、本協議はより一層の重要性を持つものとなった。双方は、ロンドンG20サミットで承諾された重要な誓約である、金融システムを強化するための政策や改革の実施について議論した。

欧州委員会と金融庁の関係者は、金融危機が金融システムへ与えた影響について議論し、ロンドンG20サミットの行動計画を協調してフォローアップするために誓約を概観した。本会合は政策の進展や主要分野に関する情報交換も目的としている。

金融庁は、市場強化プランの進捗や、日本の金融サービスに関する最近の立法措置について説明した。また、金融機能強化法の実施についても説明した。

欧州委員会は、金融サービスの規制・監督強化のための取組みについて説明した。特に、欧州委員会の最近の立法措置やドラロジエール報告書のフォローアップ、EUの今後の規制上の課題に注目が集まった。

双方は、信用格付会社の規制について意見交換を行った。欧州委員会は、提案されている新しい法的枠組みの最新の動向を説明し、金融庁は日本における改正案を説明した。欧州委員会と金融庁は、信頼を回復するため、信頼可能な格付へのアクセスや、投資家保護を確保するための必要性を支持した。

保険関連についても議論され、金融庁は、日本における保険分野の最近の改正について説明した。欧州委員会は、ソルベンシー指令の最新の情報を提供し、実施に向けた今後の予定について説明した。また、双方は、2009年1月にブリュッセルで開催された第1回日EU保険対話の結果を支持し、共通の関心事項におけるさらなる協力に向け、この対話を定期的実施することに同意した。

また、会計・監査も重要な議題であった。欧州委員会は、2008年7月に同委員会が決定した、日本の監査法人に対して、監督体制の相互依拠を確立するまでの暫定期間として2010年7月までの期間を付与することを確認した。欧州委員会は、監査調書等へのアクセスや転送に関しての第三国監督当局の適切性に関する決定の可能性について現状を説明した。金融庁は、外国監査法人に対する公的監視体制の最近の動向について最新の情報を提供した。欧州委員会と金融庁は、双方の協力を強調し、密接な協力関係と十分な透明性が相互依拠を達成するためには非常に重要であることを想起した。また、欧州委員会は、日本の会計基準と国際会計基準との同等性を認めた2008年12月12日の決定を報告した。欧州委員会は、日本の「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を歓迎した。欧州委員会と金融庁は、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンスの強化の必要性について合意した。双方は、監査・会計分野における進展を歓迎し、非常に良好かつ開放的な協力関係を強調し、定期的に行っているモニタリング会合の継続を支持した。

双方は、世界的な金融危機に協調して対応していくため、より開放的で競争的な金融サービス市場に向けた協力を深めていくことに合意した。

今後も、開放的で建設的な幅広い意見交換を行っていくため、次回の協議は2010年に東京で開催される予定である。

以上